

# LINE限定企画 クロスリファレンス学習 民法①

リーダーズ総合研究所  
山田齊明

1

## クロスリファレンス学習 民法①

テーマ

問題○  に関する次の記述のうち、○○法の  
規定及び判例に照らし、正しいものはどれか。

1 ○○○○

2 □□□□

キーワード

3

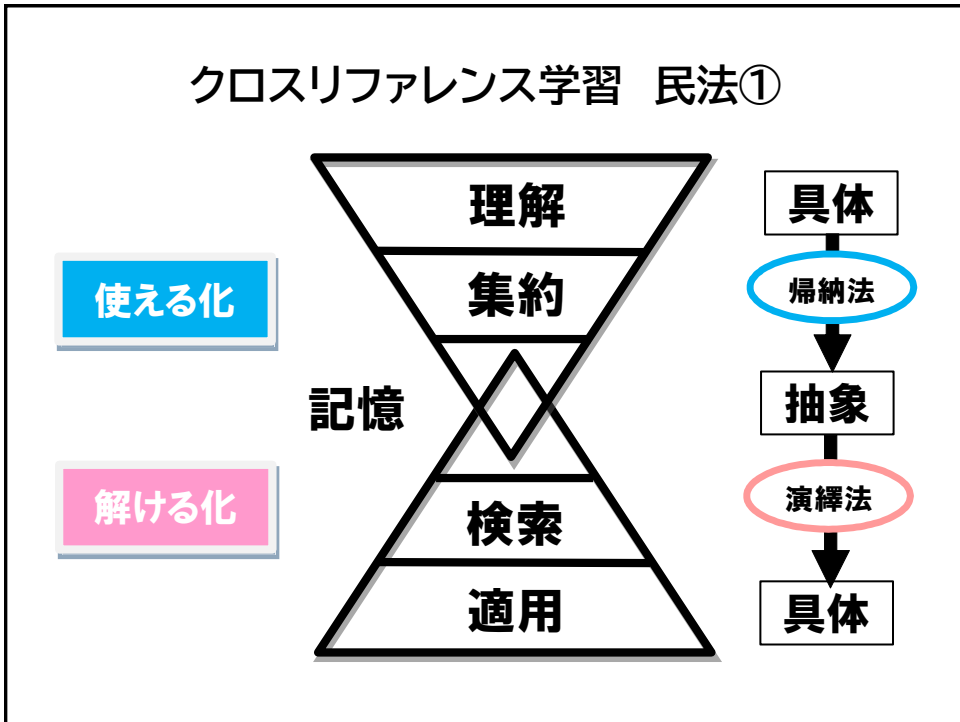
4

5

条文  
判例

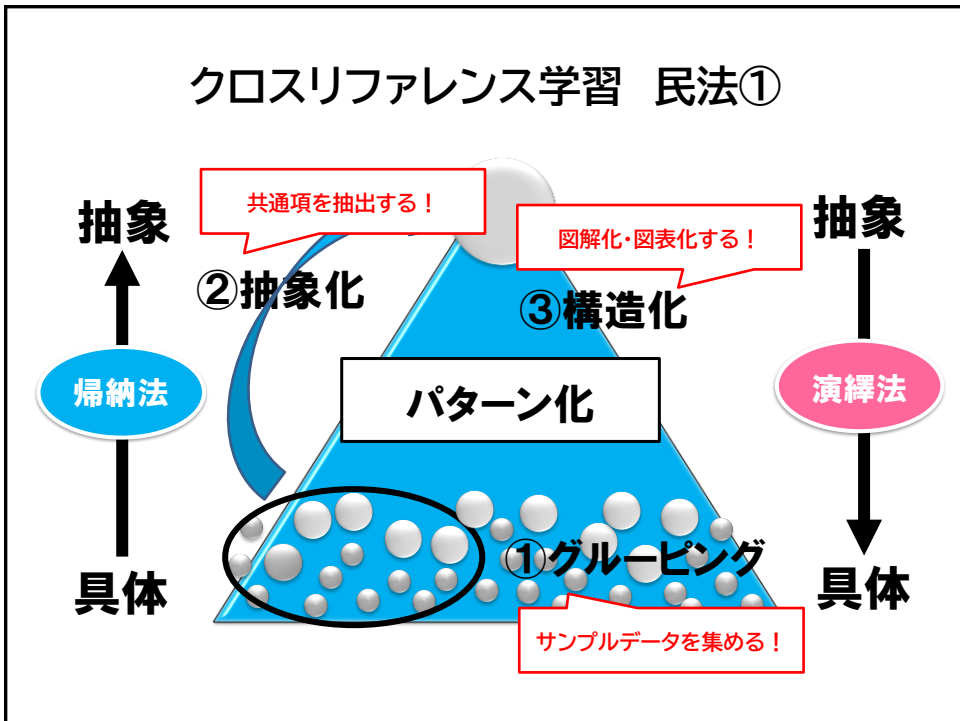
2

# クロスリファレンス学習 民法①



3

# クロスリファレンス学習 民法①



4

# クロスリファレンス学習 民法①

パーフェクト民法問題集(問題)

問題 行政書士試験 令和3年

問題126 行先不届審査法が定める執行停止に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 審査請求人の申立てがあった場合において、処分、執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、本審について理由がないとみえるときでも、審査庁は、執行停止をしなければならない。
- 2 審査庁は、いったんその必要性を認めて執行停止をした以上、その後の事情の変更を理由として、当該執行停止を取り消すことはできない。
- 3 審査庁は執行停止を予けき意見を審査庁に提出することができ、意見を受けた当該審査庁は、速やかに、執行停止をすることが決定しなければならない。
- 4 再調査の請求は、処分庁自身が簡易な手続で事実関係の調査をする手続であるから、再調査の請求において、請求人は執行停止を申し立てることはできない。
- 5 審査庁が処分または処分庁の上級執行庁のいずれでもない場合には、審査庁は、審査請求人の申立てにより執行停止を行うことはできない。

重要ポイントノート 行政法

13-10 取消訴訟⑨ 執行停止制度・教示

表：図表 執行停止制度の比較

		行政不届審査法		行前事件訴訟法
		廷時的執行停止	裁量的執行停止	
要件		審査庁が処分庁の審査庁が処分庁の上級執行庁または処分庁一審審査庁に審査請求を提出して又は審査請求を提出して	審査庁が処分または処分庁の上級執行庁または処分庁一審審査庁に審査請求を提出して	申立て
効果		① 処分の効力の停止 ② 処分の執行の停止 ③ 手続の続行の停止 ④ その他の特権	① 処分の効力の停止 ② 処分の執行の停止 ③ 手続の続行の停止	申立て
裁量的要件		審査庁が審査請求人の申立てに基づき審査請求を審査庁に提出することにより、審査請求を受けた当該審査庁は、速やかに、執行停止をすることが決定しなければならない。	① 審査請求人の申立て・本審調査の依頼 ② 重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるとき	
裁量的要件		審査庁が審査請求人の申立てに基づき審査請求を審査庁に提出することにより、審査請求を受けた当該審査庁は、速やかに、執行停止をすることが決定しなければならない。	① 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき ② 本審について理由がないとみえるとき	
内閣府本法の規定		×	○	

表：図表 物の処分付与・物の停止と執行停止

		物の処分付与・物の停止	執行停止
裁量的要件		① 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき ② 本審について理由がないとみえるとき	① 本審調査の依頼 ② 重大な損害を避けるために緊急の必要があるとき
裁量的要件		① 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき ② 本審について理由がないとみえるとき	① 本審調査の依頼 ② 重大な損害を避けるために緊急の必要があるとき

5

# クロスリファレンス学習 民法①

重要  
ポイントノート

行政法

重要  
ポイントノート

民法

重要  
ポイントノート

憲法

重要  
ポイントノート

商法

記憶用ツール

6

# リーダーズ式 **総合コース 新設** 解法ナビゲーション講座

約 3,000 肢の肢別ドリルで過去問の穴をカバーし、  
出題パターンと解法パターンを徹底マスターしながら、  
キーワード反応で問題がサクサク解けるようになる!

Web 講座説明会  
解法ナビゲーション  
講座の効果的活用法



●通信Web配信開始  
**配信中**

●通信DVD発送開始  
**随時発送**

7

# リーダーズ式 **総合コース 新設** パーフェクト過去問徹底攻略講座

クロスフェレンス学習で  
過去問の解き方もマスターして  
過去問を本試験で使える知識にする!

Web 講座説明会  
パーフェクト過去問徹底攻略  
講座の効果的活用法



●通信Web配信開始  
2024/4/5 (金)

●通信DVD発送開始  
2024/4/15 (月)

8